

2026年6月18日

愛知県公立大学法人

理事長 古 川 真 也 様

愛知県公立大学法人

監 事 久 野 実

監 事 皆 見 幸

監 査 報 告 書

私ども監事は、地方独立行政法人法第13条第4項に基づき、愛知県公立大学法人の2025年4月1日から2026年3月31日までの第19期事業年度の業務について監査を実施しました。

その結果について以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法の概要

監事は、当期の監査計画及び一般に認められた監査手続に従い、役員(監事を除く、以下同じ)等との意思疎通を図り、内部監査担当部署と連携し、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、役員会その他重要な会議に出席するほか、役員等から事業の報告を聴取し、重要な書類等を閲覧し、事務局等主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、会計監査人から監査計画と監査の方法及びその職務の執行状況について報告を受け、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監査するとともに、必要に応じ説明を受け、財務諸表、決算報告書及び事業報告書につき検討を加えました。

2 監査の結果

- (1) 愛知県公立大学法人の業務の実施状況について、法令等に従って適正に実施されているかどうか監査した結果、及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについて確認した結果、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他愛知県公立大学法人の業務の適正を確保するために必要なものとして定められた業務方法書所定の内容及び業務方法書に基づき整備される体制(内部統制システム)の整備及び運用の状況を監査した結果、指摘すべき事項は認められません。
- (3) 会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。
- (4) 財務諸表は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (6) 事業報告書は、愛知県公立大学法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。
- (7) 役員の職務執行に関し、不正の行為又は法令若しくは規程に違反する重大な事実はありません。

以 上

(注) 上記の監査報告書の原本は当公立大学法人が別途保管しております。